

- 水循環基本法第13条において、水循環基本計画はおおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとしている。
- 2015(平成27)年7月に閣議決定された水循環基本計画は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ見直しを行い2020年に改定を予定している。

水循環基本法 第13条

政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画を定めなければならない。

水循環基本計画に定める事項

- ・水循環に関する施策についての基本的な方針
- ・水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ・水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

水循環基本計画の見直し

政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

水循環基本計画の見直しについて②

平成31年4月24日
水循環施策の推進に関する
有識者会議(第3回) 資料

スケジュール

	平成30(2018)年度				平成31/令和元(2019)年度				令和2(2020)年度
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
水循環政策本部		幹事会 △ 9/11				幹事会 △			本部会合 (計画決定) 幹事会 △
水循環施策の推進に関する有識者会議		(第1回) ・水循環に関する課題 ・次期計画での取組強化のイメージ ・水循環の目指す姿について意見交換 △ 10/9	(第2回) ・水循環に関する主な取組状況 ・水循環の目指す姿について意見交換 △ 1/15	(第3回) ・重点的に取り組む内容 ・水循環の目指す姿について意見交換 △ 4/24	△ 7/4	※ 開催時期、頻度については有識者会議にて決定 △	△	△	△
水循環政策本部事務局		方向性検討			次期基本計画の作成				
		現状、課題のとりまとめ		施策のレビュー					

※各方面の幅広いご意見を踏まえながら、見直しの検討を進める予定。

見直しの方向性

- 第1回有識者会議(昨年10月9日)
- 第2回有識者会議(1月15日)

水循環に関する施策の取り組み状況、水循環の目指す姿、必要な対応について意見交換。

次期基本計画(対象期間:令和2(2020)年度-令和7(2025)年度)において、確実な成果を上げるため、「重点的に取り組む内容」を設定することとなった。



第1回、第2回の有識者会議を踏まえ、「重点的に取り組む内容」の素案を事務局で作成。

- 第3回有識者会議(4月24日)

「重点的に取り組む内容」の素案について意見交換。



第3回有識者会議及び施策レビューの結果を踏まえ、「重点的に取り組む内容」の素案を事務局で修正。

- 第4回有識者会議(7月4日)

「重点的に取り組む内容」の修正案について意見交換。

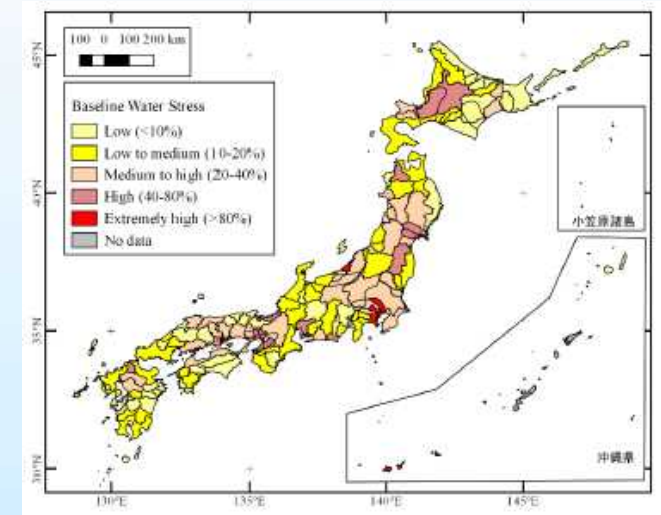
1. 流域マネジメントによる水循環イノベーション（仮） ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

【状況】

- これまで、流域マネジメントの推進に注力し、全国で「流域水循環計画」は35計画になった。
- 今後は、計画策定団体の裾野を広げるとともに、健全な水循環の維持または回復のため更なる流域マネジメントの質の向上が必要。

【分野】※

1. 流域連携の推進
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興



「6. 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施」の取組事例案
（日本域のBaseline Water Stress評価結果）

※ 【分野】は、現行の基本計画第2部の項目番号に対応しています。

平成31年4月24日
水循環施策の推進に関する
有識者会議（第3回）資料

2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現(仮) ～気候変動や大規模自然災害によるリスクへの対応～

【状況】

- ・ 地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水などのリスクの増大が懸念される。
- ・ 災害に強くしなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要がある。

【分野】※

- 2. 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 3. (1)イ 災害への対応
- 3. (1)ウ 危機的な渇水への対応
- 3. (2)持続可能な地下水の保全と利用の推進
- 3. (3)水インフラの戦略的な維持管理・更新
- 3. (4)水の効率的な利用と有効利用
- 3. (9)水循環と地球温暖化



「3. (1)イ災害への対応」の取組事例案
(水防災意識社会再構築ビジョンの概要)

※ 【分野】は、現行の基本計画第2部の項目番号に対応しています。

3. 健全な水循環による次世代への豊かな社会の実現（仮）

～健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育と国際貢献～

【状況】

- 水が清らかで美しいことは、我が国の水循環の特筆すべき事項。水循環の取組は地域を活性化し、魅力的なまちづくりにも寄与する。
- 健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近に水に触れ、水について学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要。

【分野】※

3. (5)水環境
3. (6)水循環と生態系
3. (7)水辺空間
3. (8)水文化
4. 水循環に関する教育の推進等
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
9. 人材育成



「4. 水循環に関する教育の推進等」の取組事例案
（水のワークショップ・展示会における「森林の働きとおいしい水」の説明）

※ 【分野】は、現行の基本計画第2部の項目番号に対応しています。

健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国として初めてとりまとめ、平成28年度「流域水循環計画」の第一弾17計画公表を皮切りに、平成30年12月時点で全国で**35計画**を公表。

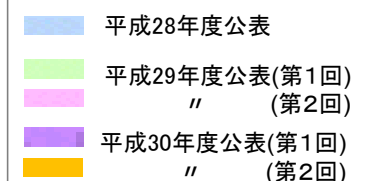
平成28年度公表

提出機関	計画名
福島県	うつくしま「水との共生」プラン
千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画
富山県	とやま21世紀水ビジョン
兵庫県	ひょうご水ビジョン
熊本県	熊本地域地下水総合安全管理計画・第2期行動計画
宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・同実施計画(最終ステップ)
さいたま市	さいたま市水環境プラン
八王子市	八王子市水循環計画
国立市	国立市水循環基本計画
秦野市	秦野市地下水総合安全管理計画
座間市	座間市地下水保全基本計画
大野市	越前おおの湧水文化再生計画
静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部、及び、しずおか水ビジョン
岡崎市	岡崎市水環境創造プラン
高松市	高松市水環境基本計画
熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン

平成29年度公表

提出機関	計画名
宮城県	鳴瀬川流域水循環計画
宮城県	北上川流域水循環計画
宮城県	名取川流域水循環計画
奈良県	なら水循環ビジョン
高知県	四万十川流域振興ビジョン
高知県	第2次仁淀川清流保全計画
長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画(改訂版)
豊田市	水環境協働ビジョン～地域が支える流域の水循環～
京都市	京都市水共生プラン
福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想

提出機関	計画名
千葉県	千葉県水環境保全計画
安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行動計画



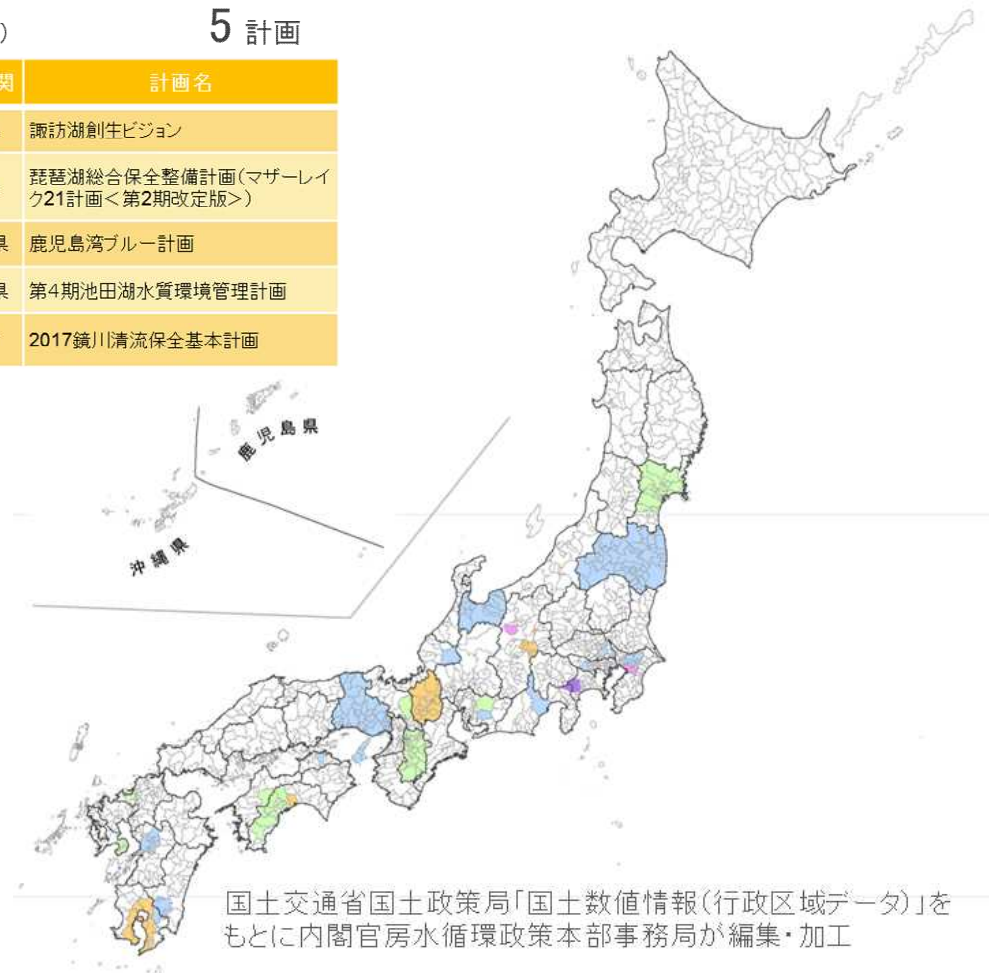
平成30年度公表

提出機関	計画名
神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン

提出機関	計画名
長野県	諏訪湖創生ビジョン
滋賀県	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画<第2期改定版>)
鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画
鹿児島県	第4期池田湖水質環境管理計画
高知市	2017鏡川清流保全基本計画

流域水循環計画の全国MAP

合計 **35** 計画



国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区画データ)」をもとに内閣官房水循環政策本部事務局が編集・加工

平成28年4月

流域水循環計画の策定を推進するための手引きおよび計画事例集を作成し、公表。

平成30年7月

モデル調査やヒアリングなどで得られた流域マネジメントのノウハウを「手引き」や「事例集」として新たに作成・公表。

概念的な説明や計画の紹介が中心。課題解決についての具体的な説明が不十分な点があった。



流域マネジメントの手引き (平成30年7月)



流域マネジメントの事例集 (平成30年7月)

【この前のノウハウ】

- 合意形成を円滑に行うためには、記録の記録簿をきき取組む情報記録簿・保管するともに、関係者間で共有できるように公開することが重要である。
- 利害関係の対立を予防し、予防対策を講じておくことが、適切な合意形成に重要である。対策の例としては、学識者等の適切な調停役を確保すること、合意形成に必要なデータや情報を蓄積しておくこと、対立点解消を目的とした部会や分科会を設置することなどがあがる。
- 関係者が多い場合など、一同に集っての合意形成が困難な場合は、段階的に意見調整と合意形成を行うK方法もある。
- パブリックコメント等に寄せられた住民等からの意見に対して丁寧な回答し、住民意見を重視しているというメッセージを伝えることが重要である。
- 住民参加型の会議で住民が主体的に議論し出した意見や計画に反映させることは、住民の意識向上につながる合意形成のグロセの一つと考えられる。その結果、地域の活動の担い手の育成につながる可能性がある。
- 流域水循環協議会だけでなく、個別調整の協議会・委員会等の住民主体の検討会等を活用して段階的な合意形成を図る手法もある。
- 流域に関わる地域の歴史、自然や文化、あるいは関わる人々の思い、熱意やこだわりなど、人々の共感を呼ぶストーリーの存在が重要である。そのようなストーリーは市民等の取組に対する理解を深め、活動がしやすい環境の構築につながる可能性がある。

【ノウハウ】

流域に関わる地域の歴史、自然や文化、あるいは関わる人々の思い、熱意やこだわりなど、人々の共感を呼ぶストーリーの存在が重要である。そのようなストーリーは市民等の取組に対する理解を深め、活動がしやすい環境の構築につながる可能性がある。

次に読者に、水の恵みを世界へ広げる

大野市（信州県）

水の恩恵を「ありがとう」に 「水への恩返し」Carrying Water Project

02

水循環協議会が中心となり、市民参加型の活動を通じて、水循環の重要性を広く伝える「水への恩返し」Carrying Water Projectを実施している。このプロジェクトは、水循環協議会が中心となり、市民参加型の活動を通じて、水循環の重要性を広く伝えることを目的としている。具体的には、水循環協議会が中心となり、市民参加型の活動を通じて、水循環の重要性を広く伝えることを目的としている。

流域マネジメントに取り組むメリットや、協議会の設立、計画策定から資金確保に至るまで完全網羅。

流域マネジメントに取り組んでいる団体の具体的な活動事例を通じて、成功のための「鍵」について解説。

- 流域水循環計画の策定に向けた協議会の設置から流域水循環計画に基づく取組の推進までの水循環施策全般に関して技術的内容に関する支援を行う。

内閣官房水循環政策本部事務局の役割

地方公共団体からの問合せ窓口となり、各省支援内容に該当しない事項に関する助言を行う。また、各省の個別の支援内容に該当する場合は、各省に取り次ぎを行う。

内閣官房水循環政策本部事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL:03-5253-8389(代表)

※Webサイトによるお問合せは以下のURL

https://www.kantei.go.jp/jp/forms/mizu_junkan_form.html



水資源

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 水資源 > 「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」をとりまとめました

「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」をとりまとめました

平成30年6月1日に公布された「気候変動適応法」に基づき、平成30年11月27日、新たに「気候変動適応計画」が閣議決定され、これに合わせて、国土交通省の気候変動適応計画についても改正が行われたところです。

気候変動適応計画には、「渇水に対する適応策を推進するため、関係者が連携して、渇水による影響・被害の想定や、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)の作成を促進する」、「渇水対策の検討を支援するガイドラインの作成」と記載されており、計画期間は「今後おおむね5年間」とされています。これを踏まえこのたび、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」をとりまとめました。

本ガイドライン(初版)を踏まえ、渇水対応タイムラインの作成・活用が推進され、また、各地域の渇水に関係する機関の渇水対応能力が向上するための取組みの参考資料として活用していただきますよう、お願い申し上げます。

渇水対応タイムラインとは：

渇水対応タイムラインは、渇水関係機関の連携のもと作成する、渇水の深刻度の進展と影響・被害を想定した「渇水シナリオ」と、渇水による被害の軽減と最小化のための対策等を時系列で整理した「行動計画」で構成するものです。

渇水対応タイムラインのイメージ

平常時		渇水対応			
		渇水対応タイムライン(イメージ)			
		渇水対応の準備時	渇水時	深刻な渇水時	危機的な渇水時
<p>・気象の長期予報の内容 ・ダム貯水率等の現状</p>	<p>あらかじめの対応(平常時)</p> <p>給水制限</p> <p>町国 村・都 道府県 市</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水資源開発施設の整備が必要な地域での水資源開発の取組 ◆雨水・再生水の利用促進 ◆水融通・応援給水体制の検討 ◆地下水保全・利用ルールの検討 ◆応援給水等の供給先の優先順位の設定の検討 <p>者・ダム 水等の 道事業 業者等 管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の改良による利水機能の増強(ダムの高上げ等の再開発、貯水池掘削・浚渫による容量維持等) ◆複数ダムの統合運用など異常渇水時のダムの運用ルール設定 ◆緊急給水施設等の整備 ◆水融通・水輸送の事前準備 <p>住産 民業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆節水、雨水・再生水の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆渇水対策本部等の体制の整備 ◆節水・渇水に関する広報 ◆広報・メディアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設の節水(プール、公園の散水、噴水中止等) ◆情報の提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆用途間転用(許可水量の範囲内で転用) ◆水融通・水輸送や優先給水の調整 ◆自衛隊出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急病院等への緊急水の指定配水 ◆転院の支援 ◆衛生施設(トイレ)の確保
		<ul style="list-style-type: none"> ◆海水淡化施設、給水タンク、輸送のためのトラック、水備蓄(ペットボトル等)等の事前準備 ◆渇水対策本部等の体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節水の呼び掛け ◆給水制限(減圧) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水融通の調整 ◆給水制限(時間断水) ◆複数ダムの統合運用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広域的な水融通 ◆病院、福祉施設への優先給水 ◆緊急給水(ペットボトル等)
		<ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭の節水(風呂、洗濯、洗車等の節水) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業用水の番水、反復利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活様式の変更 ◆工場の操業短縮等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆最低限の水利用

注)本イメージ図はシナリオの一例であり、想定される影響・被害、渇水対策は、各流域の特性等により異なる。

(添付資料)

- [「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン\(初版\)」\(概要版\)](#)
- [「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン\(初版\)」](#)
- [「渇水に関する想定最大外力の設定の手引き\(初版\)」\(概要版\)](#)
- [「渇水に関する想定最大外力の設定の手引き\(初版\)」](#)

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課 水循環推進調整官 加納
 電話 :03-5253-8111(内線31-233) 直通 :03-5253-8390 ファックス :03-5253-1582

平成31年3月27日(水)
国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川環境課

記者発表資料

**東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた
水の安定供給のための行動計画素案を決定**

東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、限りある水資源のより一層効果的かつ計画的な活用を推進し、渇水が予測される場合でも水の安定的な供給を行うための行動計画素案を決定しました。

今後、行動計画素案に基づき、試行を経て、今秋にも行動計画を策定していきます。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
東京都庁記者クラブ、千葉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、水資源記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 (TEL)048-601-3151、(FAX)048-600-1379

よしかわこうじ のぶつねこうじ
河川部河川環境課長 吉川宏治(内線3651)、建設専門官 延常浩次(内線3652)

東京オリンピック・パラリンピック喝水対応行動計画素案

平成31年3月26日

■ 前回(昭和39年)東京オリンピック開催年と現在の状況

- オリンピック直前の昭和39年夏には、最大給水制限率50%で、昼間の断水を含む厳しい制限を余儀なくされた。
- 現在は、東京都の水源として多摩川に加え、利根川、荒川の2水系が加わり、更に2020年にはハッ場ダムが完成する。なお、首都圏におけるダムの容量はハッ場ダムを含め当時の約5.8倍の1,643百万m³となっている。
- 一方、近年の猛暑や少雨により、首都圏の主要な水資源である利根川・荒川水系では取水制限を伴う渇水が発生しており、オリ・パラ開催年でも渇水が懸念。
このため、「東京2020オリンピック・パラリンピック」という世界中が注目するイベントに向け、万全の体制構築が必要。

■ 東京オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画素案について

- 限りある資源のより一層効果的かつ計画的な活用を推進し、渇水が予測される場合でも水の安定的な供給に万全を期すため、関係機関の協力のもと、本渇水対策協議会を立ち上げ、行動計画を作成。
- 「水源の確保対策」については、利根川・荒川水系において、気象等に左右されるが最大で利根川水系ダム群の総利水容量における約2割相当の効果を想定。
- 「継続的な供給の確保」については、各都県毎の節水に関する広報・協力要請、断水発生時の全国の水道事業者からの給水支援等により対応。

		大会までに実施・準備する対策（～2020.6）	大会期間中に水不足の懸念または発生した場合に実施する対策（2020.7～2020.9）			
		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
水源の状況		大会までに実施・準備する段階	水不足が予見される段階	水不足の段階	深刻な水不足の段階	危機的な水不足の段階
水源の確保	利根川・荒川		夏期制限時のダムの弾力的管理			
		ハッ場ダムの完成・運用開始				
			北千葉導水路、利根川連絡水路等の下流利水施設の運用強化			
			荒川水利用高度化施設の運用強化			
						ダムの用途外容量の活用に 関する要請（矢木沢ダム）
			工事制限水位を伴うダムの維持修繕工事の調整			
	多摩川		工事制限水位を伴うダムの維持修繕工事の調整			
		貯水量の確保に努めた原水運用	渇水状況に応じ、原水連絡管を活用して多摩川水系の原水を運用			
		人工降雨装置の試運転	渇水状況に応じて人工降雨装置を稼働			
	相模川		工事制限水位を伴うダムの維持修繕工事の調整			
			夏期制限時のダムの弾力的管理			
			相模川水系・酒匂川水系の連携を実施			

		大会までに実施・準備する対策 (～2020.6)	大会期間中に水不足の懸念または発生した場合に実施する対策 (2020.7～2020.9)			
		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
水源の状況		大会までに実施・準備する段階	水不足が予見される段階	水不足の段階	深刻な水不足の段階	危機的な水不足の段階
継続的な供給の確保	広域的な連携	協議会を活用した情報共有及び対策検討・調整				
		日本水道協会と情報共有／必要に応じて全国の水道事業者からの給水支援(日本水道協会との連携)				
	東京都	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制(湧水対策本部開設等)				
		節水に関する広報				
		節水の協力要請				
		水道用水の減圧給水等の準備・実施(※必要に応じて)				
				噴水等の自粛要請		噴水等の中止要請
	千葉県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制(湧水対策本部開設等)				
		節水に関する広報				
		節水の協力要請				
		水道用水の減圧給水等の準備・実施(※必要に応じて)				
		農業用水の番水等(※必要に応じて)				
			噴水等の自粛・中止要請			
	埼玉県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制(湧水対策本部開設等)				
		節水に関する広報				
節水の協力要請						
水道用水の減圧給水等の準備・実施(※必要に応じて)						
農業用水の番水等(※必要に応じて)						
		噴水等の自粛・中止要請				

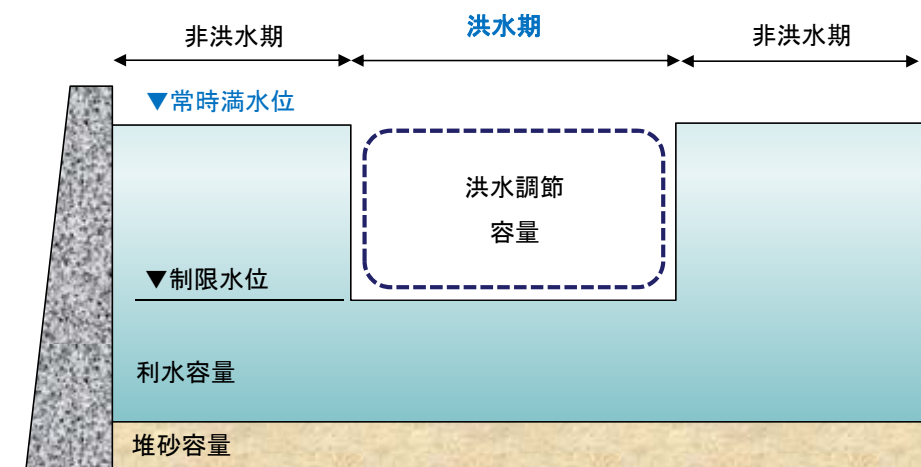
フェーズ		大会までに実施・準備する対策（～2020.6）	大会期間中に水不足の懸念または発生した場合に実施する対策（2020.7～2020.9）			
		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
水源の状況		大会までに実施・準備する段階	水不足が予見される段階	水不足の段階	深刻な水不足の段階	危機的な水不足の段階
継続的な供給の確保	神奈川県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制（湧水対策本部開設等）				
		節水に関する広報				
		節水の協力要請				
		水道用水の減圧給水等の準備・実施（※必要に応じて）				
		農業用水の番水等（※必要に応じて）				
	茨城県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制（湧水対策本部開設等）				
		節水に関する広報				
		節水の協力要請				
		水道用水の減圧給水等の準備・実施（※必要に応じて）				
		農業用水の番水等（※必要に応じて）				
	群馬県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
		体制（湧水対策本部開設等）				
		節水の協力要請				
	栃木県	ダム貯水量等の注視、情報収集・共有				
体制（湧水対策本部開設等）						
節水の協力要請						

※ 各都県の行動計画は各都県の保有する水源の状況に応じて実施する対策をまとめたもの
 ※ 本計画は、本川を対象にまとめたもの
 ※ この他、水源や取水の状況に応じ、必要な対策を検討、実施する

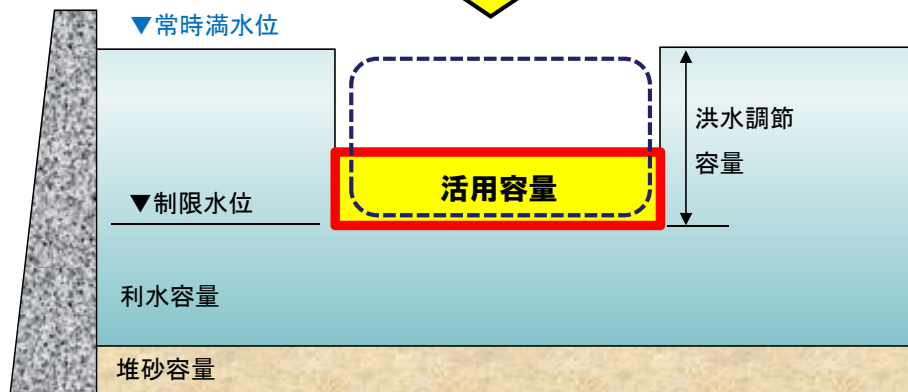
■ 洪水期におけるダムの弾力的管理

- 洪水調節を目的に有するダムは、洪水期には洪水調節容量を予め空容量として確保しておき、洪水時に、この空容量を利用して洪水調節を実施しています。
- 弾力的管理では、このように平常時は空容量となっている洪水調節容量の一部に、洪水調節に支障をきたさない範囲で、流水を貯留し、利水補給で活用します。

ダムの弾力的管理(イメージ)



↓ 弾力的管理を実施



ダムの弾力的管理 対象ダム一覧(平成31年3月26日時点)

	水系	ダム名
1	利根川	菌原ダム
2	利根川	川俣ダム
3	利根川	下久保ダム
4	利根川	草木ダム
5	荒川	荒川貯水池
6	荒川	滝沢ダム
7	相模川	宮ヶ瀬ダム

※策定中のダムは含まない

洪水期において、洪水調節に支障をきたさない範囲で、洪水調節容量内に活用容量を確保

■ハツ場ダム完成・運用開始

- 現在工事中のハツ場ダムは、2019年度中に完成する見込みです。
- 完成後は、新たに非洪水期(10月6日～6月30日)で9,000万m³、洪水期(7月1日～10月5日)で2,500万m³の利水容量が活用できます。

ハツ場ダム貯水容量配分図

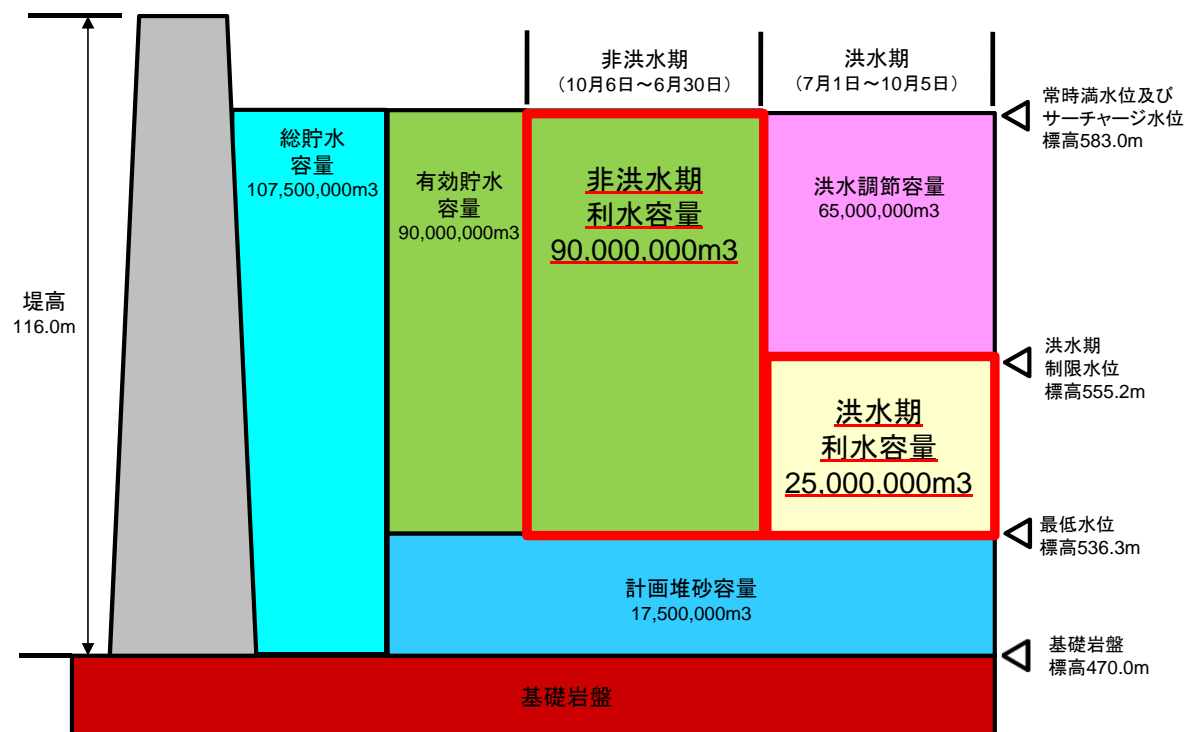


写真 ハツ場ダム (H31.3.7撮影)

■ 荒川水利用高度化施設の運用

- 下水処理水を浄化した水を荒川の維持流量の一部に振替え、その分を堰上流で水道用水として取水します。
- 2020年には施設運用日数を増やすことで、ダム補給量を抑制し、ダム貯水量の温存を目指します。

荒川水利用高度化施設の運用(イメージ図)

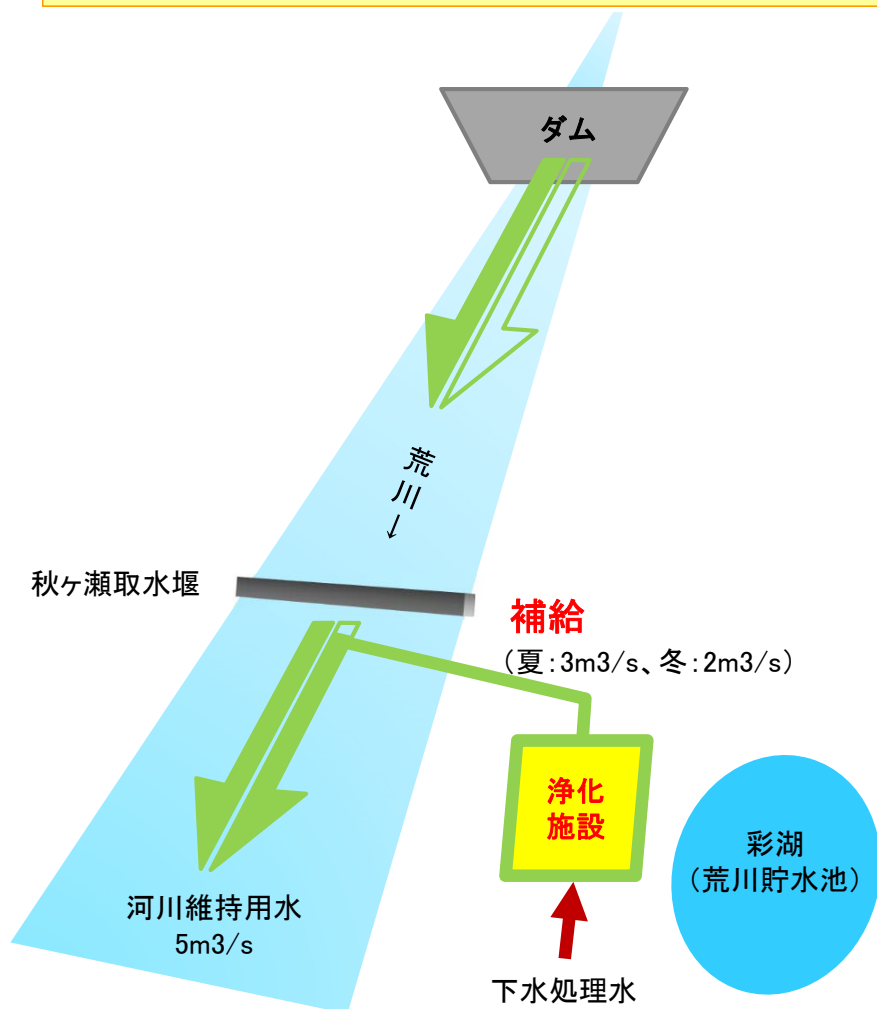


写真 秋ヶ瀬取水堰

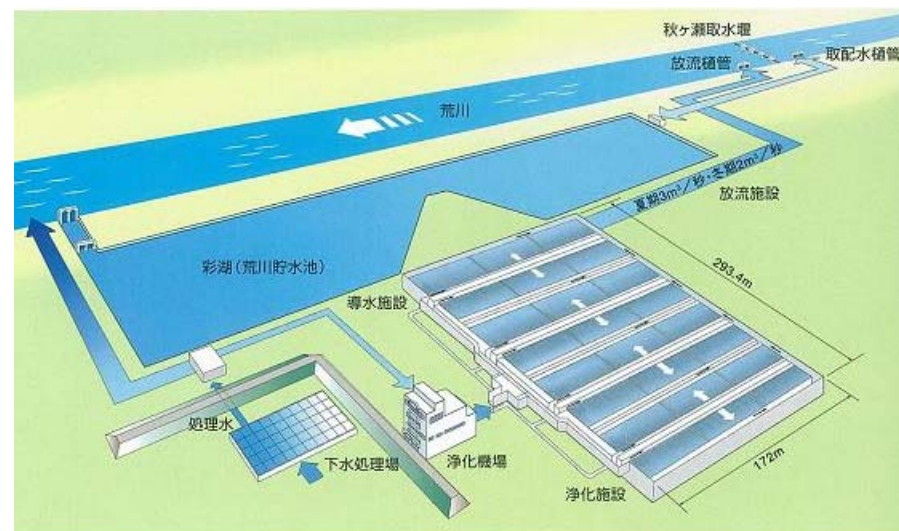
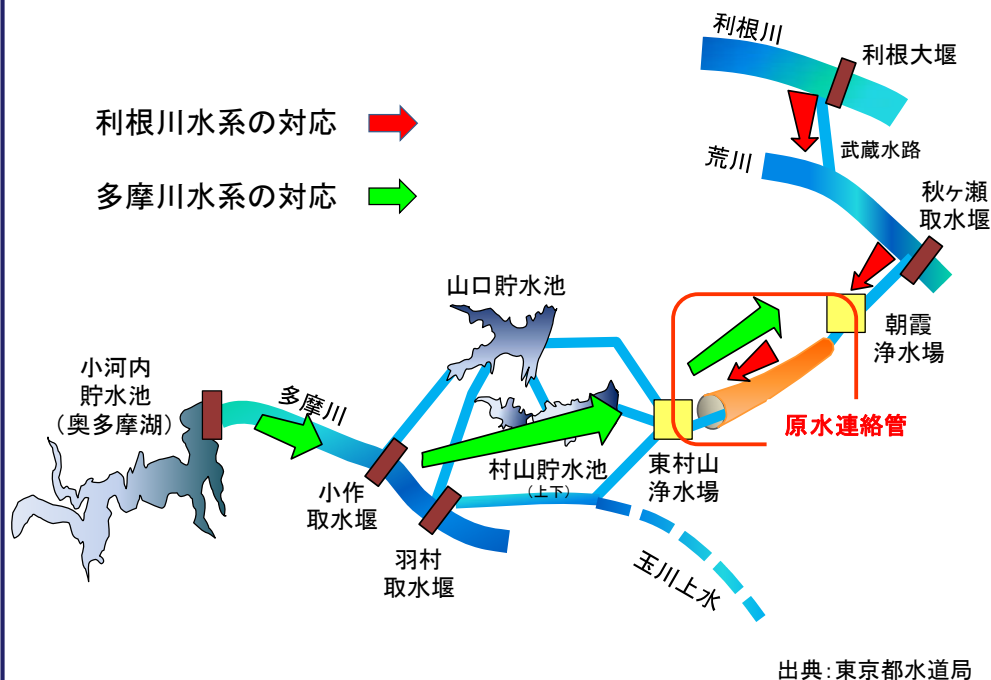


図 浄化施設の概要

■複数水系からの利水補給(連絡導水管の活用)

- 利根川・荒川水系、及び多摩川水系の原水を相互に融通できる原水連絡管を活用し、渇水状況に応じ、多摩川水系の原水を運用します。

利根川水系の渇水に伴う
原水連絡管活用(イメージ図)



- 相模川水系、酒匂川水系の原水を融通できる原水導水管を活用し、利水の安定供給を図ります。

相模川水系、酒匂川水系の原水を融通できる
原水導水管を活用(イメージ図)



■ダムの用途外容量の活用に関する要請(矢木沢ダム)

- 断水等による深刻な被害が生じる恐れがある場合、矢木沢ダムの発電専用容量を活用できるように東京電力ホールディングス(株)に要請し、安定した水供給を図ります。

矢木沢ダム貯水容量配分図

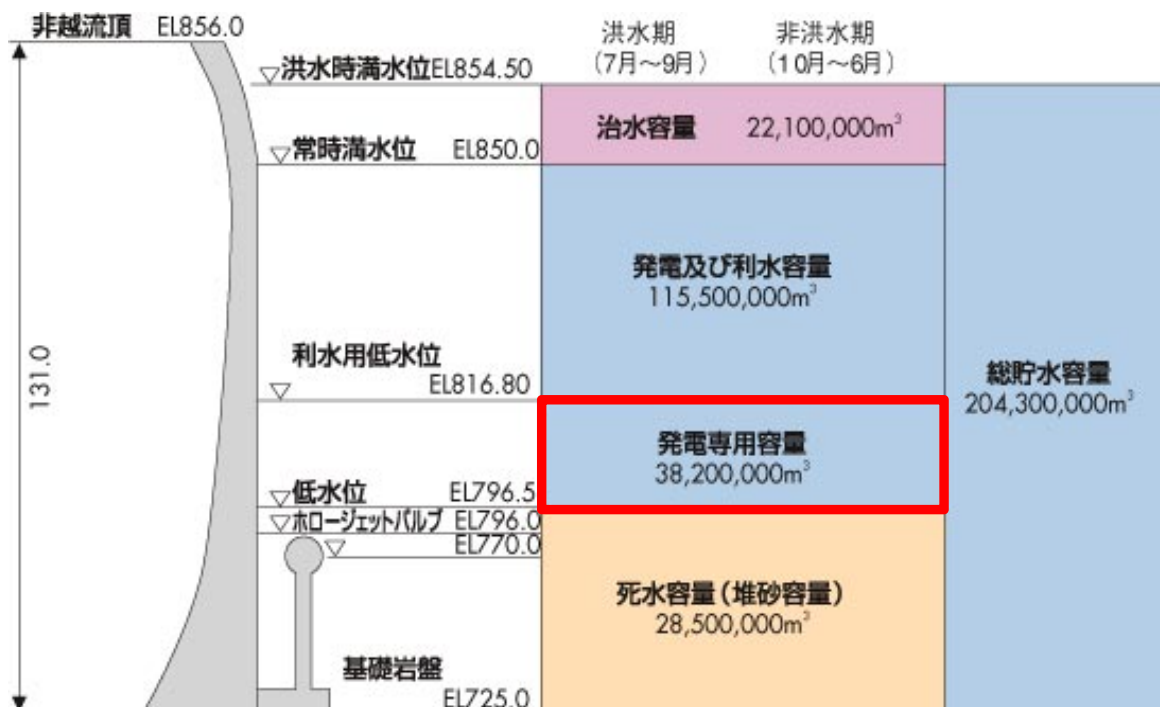
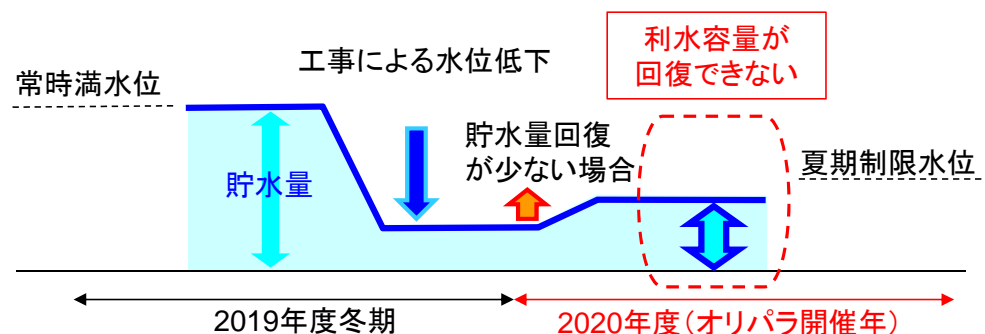


写真 矢木沢ダム

■ 工事制限水位を伴うダム維持修繕工事の調整

- ダム等の施設維持のため実施する工事にあたり、ダム湖の水位を下げる必要があります。
- 2020年に実施を予定していた工事を調整することにより、ダムの水位を下げないことで、確実に利水容量を確保します。

工事の前倒し・後倒しによる水源確保(イメージ図)



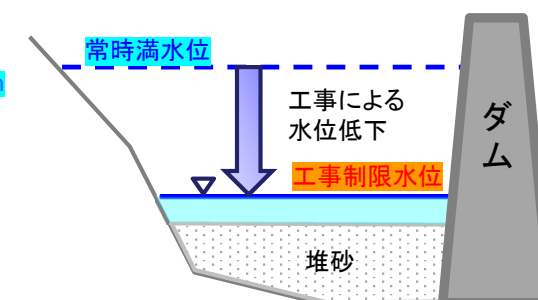
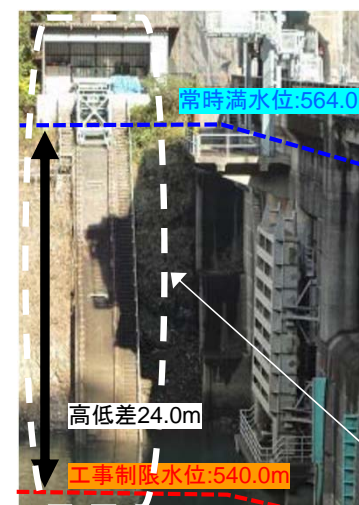
菌原ダム(設備改修工事)

利根川水系

ダム名	工事内容	対策により確保された容量	当初工程	変更工程(後倒し)
菌原ダム	設備改修工事	約1,300万m ³	2019年度	2020年度オリンピック・パラリンピック終了後(予定)



常時満水位:564.0m
工事制限水位:540.0m
高低差:24.0m
(容量約1,300万m³)



工事を2020年度オリンピック・パラリンピック終了後に実施予定

インクライン(湖面巡視船昇降設備)改修工事

全国の水道事業者からの給水支援

- 深刻な渇水が生じる恐れがある際、日本水道協会と情報共有を図るとともに、断水が発生した場合は、日本水道協会の相互応援のスキームに基づき給水支援を実施

協議会

- ・関東地方整備局
- ・関東経済産業局
- ・関東農政局
- ・東京都
- ・千葉県
- ・埼玉県
- ・神奈川県
- ・茨城県
- ・群馬県
- ・栃木県
- ・(独)水資源機構

連携



日本水道協会

- ・全国の水道事業者で構成
- ・7地方支部、46都府県支部、5北海道地区協議会を有す

【東日本大震災における日本水道協会による応援状況】

	水道の主な被害	日水協による応援状況
東日本大震災 2011年3月11日 M9.0、最大震度7	1.断水状況 約257万戸(19都道府県) 2.管路被害 導送配水管:6,684件 給水管:6,957件	応援事業体 応急給水・復旧:562事業体 延べ給水車台数:約13,800台 延べ応援人数:約41,400人 活動期間:152日間

※出典:日本水道協会



写真1 東日本大震災での避難所における
応急給水の状況
(宮城県仙台市での東京都水道局の活動)
※出典:東京都水道局HP

節水広報

- 庁舎に節水の懸垂幕、横断幕の設置
- 電光掲示板による節水啓発
- 各広告媒体での節水啓発
(HP、ポスター掲示、広報誌、テレビ、ラジオ、SNS等)

【バス新宿】



バス新宿(東京都新宿区)

写真2 平成29年渇水での節水広報の状況

国土交通省 関東地方整備局 @mit_sonohara_D 2016年6月15日
【国原便り】 本日の国原ダム周辺の天候は曇りです。ダムの貯水率は13日16時時点で15.5%でしたが、15日16時時点で18.7%となっています。引き続き節水のご協力をお願いします。
写真:国原橋からダム方向を撮影(11時頃)



写真3 平成28年渇水でのSNSによる節水啓発

噴水等への給水自粛・中止要請

- 水不足の状況に応じ、公園の噴水等への給水を自粛・中止するための要請を実施



▲噴水中止で節水をアピール(東京都)

写真4 平成6年渇水時の日比谷公園の噴水停止の状況
※出典:「平成6年首都圏の渇水」パンフレット
(利根川水系渇水対策連絡協議会)

平成31年4月19日
水管理・国土保全局
水資源部 水資源計画課

全国初！計画の抜本的見直しにより、リスク管理型の水の安定供給へ ～「吉野川水系における水資源開発基本計画」の変更～

吉野川水系における水資源開発基本計画^{※1}の変更について、本日、閣議決定を経て、国土交通大臣が決定しました。

本計画では、危機的な渇水時も含めて水需給バランスを総合的に点検し、既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進することによって、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指します。

リスク管理型の計画への変更は、吉野川水系が全国初となるもので、今後、他の5計画についても、順次、計画の見直しに着手していく予定です。

※1：水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、水資源開発促進法に基づき全国で6計画（利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）が定められています。

【経緯】

危機的な渇水等の水資源を巡るリスクが顕在化している状況を踏まえ、平成29年5月の国土審議会の答申^{※2}では、従来の「需要主導型の水資源開発の促進」から「リスク管理型の水の安定供給」へと、水資源開発基本計画を抜本的に見直す必要があることが提言されました。

7水系の中で最も渇水が頻発する吉野川水系について、国土審議会水資源開発分科会及び同吉野川部会で審議を重ね、とりまとめた本計画が国土審議会議長より国土交通大臣へ答申され（平成31年3月7日）、法に基づく関係大臣協議、関係県知事意見聴取を経て、本日、閣議決定、国土交通大臣決定となりました。

※2：「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」国土審議会 答申（H29.5）

【新たな計画のポイント】

比較的発生頻度が高い渇水時を基準に水の安定供給を目指してきた前計画を新たな視点で転換

①供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク（危機的な渇水等）を追加

危機的な渇水、地震等の大規模自然災害、老朽化に伴う大規模な事故に対しても新たに目標を設定

②需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定

＜需要面＞ ・社会経済情勢等の不確定要素（人口、経済成長率）

・水供給の過程で生じる不確定要素（水供給過程での漏水等、給水量の時期変動）
それぞれ、「高位」と「低位」の2ケースを想定

＜供給面＞ 「10箇年第1位相当の渇水」、「既往最大級の渇水」の2ケースを想定

③ソフト対策を供給の目標を達成するための必要な対策として計画に掲げ

＜水供給の安全度を確保するための対策＞

節水機器の普及等の取組、用途をまたがった水の転用、地下水の保全と利用 など

＜危機時において必要な水を確保するための対策＞

応急給水体制の整備、「渇水対応タイムライン」の策定、災害時の相互支援協定締結の推進 など

④PDCAサイクルの導入

計画期間をおおむね10箇年とし、その中間時に対策効果などを点検。必要に応じ計画の見直しを行う

＜問い合わせ先＞

水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課

企画専門官 石田（内線31203）、課長補佐 渡邊（内線31224）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8387（夜間直通） FAX：03-5253-1582

水資源開発基本計画

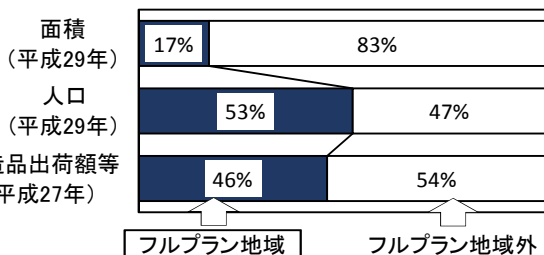
水資源開発基本計画（通称：フルプラン）

水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水系において決定されている。〔根拠法令：水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)〕

- 【記載内容】
- ①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
 - ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
 - ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

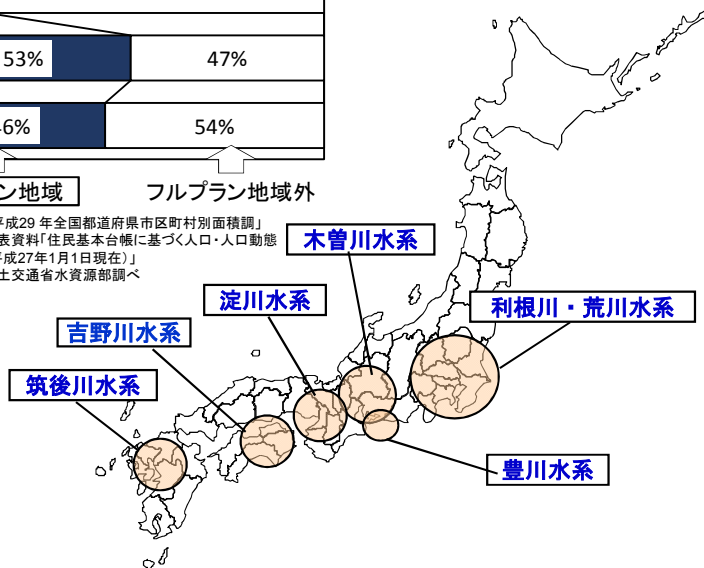
各水系のフルプランの概要【平成31年4月現在】

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占めるフルプラン地域の割合



(出典)・面積：国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」
 ・人口：総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)」
 ・製造品出荷額等：国土交通省水資源部調べ

フルプラン水系の位置図



	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曾川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	平成20年7月 (5次計画) -平成31年3月 一部変更	平成18年2月 (2次計画) -平成27年12月 一部変更	平成16年6月 (4次計画) -平成30年3月 一部変更	平成21年4月 (5次計画) -平成28年1月 一部変更	平成31年4月 (4次計画)	平成17年4月 (4次計画) -平成30年6月 一部変更
目標年度	平成27年度を目途	平成27年度を目途	平成27年度を目途	平成27年度を目途	2030年度を目途	平成27年度を目途
フルプラン掲上事業						
完了した事業※ (改築事業を除く)	24事業	1事業	8事業	12事業	7事業	11事業
実施中の事業	7事業	2事業	3事業	2事業	1事業	2事業
水の供給量もしくは供給区域を変更する事業	● 思川開発事業 ● ハツ場ダム建設事業 ● 霞ヶ浦導水事業 ● 北総中央用水土地改良事業	● 設楽ダム建設事業 ● 豊川用水二期事業	● 木曾川水系連絡導水路事業	● 川上ダム建設事業 ● 天ヶ瀬ダム再開発事業		● 小石原川ダム建設事業
水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業 (包括掲上)	○ 利根導水路大規模地震対策事業 ○ 成田用水施設改築事業 ○ 房総導水路施設緊急改築事業		○ 木曾川右岸緊急改築事業 ○ 愛知用水三好支川水路緊急対策事業		○ 早明浦ダム再生事業	○ 福岡導水施設地震対策事業

※国及び独立行政法人水資源機構が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業。

○フルプランの全部変更に着手

・近年、危機的な渇水、大規模災害、施設の老朽化など、水資源を巡る新たなリスクが顕在化している現状を踏まえ、国土審議会からの答申(H29.5)に基づき、吉野川水系を先行水系として、全部変更手続きに着手し、H31.4に新たな計画を閣議決定。他水系についても、順次、計画見直しに着手していく予定。

基本的な考え方

【水資源を巡る課題】

四国圏の社会、経済で重要な地位を占める、吉野川水系においては、危機的な渇水、南海トラフ地震等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化

【課題への対応】

・水供給を巡るリスクに対応するための計画

水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る、これらの新たなリスクや課題に対応

・水供給の安全度を確保するための計画

起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進

・既存施設の徹底活用、ハード・ソフトの一体的推進

既存施設を維持管理していくことはもとより、既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進

➡ **これにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す**



早明浦ダムの枯渇
(平成20年(2008)9月1日)

新たな計画のポイント

比較的発生頻度の高い渇水時を基準に水の安定供給を目指してきた前計画を新たな視点で転換

新たな視点

①供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク(危機的な渇水等)を追加

・危機的な渇水、地震等の大規模自然災害、老朽化に伴う大規模な事故に対しても新たに目標を設定

②需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定

【需要面】

- ・社会経済情勢等の不確定要素:人口、経済成長率
- ・水供給の過程で生じる不確定要素:水供給過程での漏水等(利用率、有収率)、給水量の時期変動(負荷率)
それぞれ、「高位」と「低位」の2ケースを想定

【供給面】

・「10箇年第1位相当の渇水」、「既往最大級の渇水」の2ケースを想定

③ソフト対策を供給の目標を達成するための必要な対策として計画に掲げ

・「水供給の安全度を確保するための対策」、「危機時において必要な水を確保するための対策」に区分し、地域に即した対策を掲げ

④PDCAサイクルの導入

・計画期間をおおむね10箇年とし、その中間時に対策効果などを点検。必要に応じ計画を見直す

計画期間

本計画の計画期間は、おおむね10箇年(2019～2028年度)

基本計画の改定の経緯

水資源開発促進法に基づき指定水系の水資源開発基本計画を決定

過去の計画変更

- 【水系指定】: 昭和41年(1966年)11月
- 【計画決定】: 1次 昭和42年(1967年)3月
- 2次 平成4年(1992年)4月
- 3次 平成14年(2002年)2月

今回改定の経過

●平成29年5月

「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」(答申) 国土審議会

フルプラン全6計画のうち、
渇水が頻発している吉野川を
先行し全部変更に着手

●国土審議会水資源開発分科会

平成30年3月～平成31年2月にかけて、3回審議

●同 吉野川部会

平成30年2月～平成31年2月にかけて、6回審議

●平成31年3月7日 国土審議会議長から大臣へ答申

●平成31年3月 水資源開発促進法に基づき、関係大臣協議、関係県知事意見聴取

●平成31年4月19日 閣議決定、国土交通大臣決定

需要の見通し

【想定年度：2030年度】 ※計画期末年度(2028年度)で、将来人口が推計されている年度

「社会経済情勢等の動向やその不確定要素」、「水供給の過程で生じる不確定要素」を考慮し推計

フルプラン水系依存分(4県合計)の需要見通し

用途	近20年の推移	概ね10年後の見通し		(増減の主な要因)
		高位	低位	
水道用水	横ばい (-0.4%程度)	やや増加 (+1.2%程度)	やや減少 (-0.7%程度)	・経済成長による都市活動用水の増加 等
		増加 (+4.0%程度)	おおむね横ばい (+0.0%程度)	・人口減による減少 等
工業用水	横ばい※1 (-0.3%程度)	増加 (+4.0%程度)	おおむね横ばい (+0.0%程度)	・経済成長による増加 等
		増加 (+4.0%程度)	おおむね横ばい (+0.0%程度)	—

()値は需要増減を平均年率で表したもの

※1: 富郷ダム管理開始(平成13年度)以降の傾向

農業用水については、新たな必要量は見込まれない

供給の目標

水供給に影響の大きいリスク、当該地域の実情を踏まえ、目標を設定

◆ 渇水に対する目標

- ・10箇年第1位相当の渇水と同規模の渇水に対し、安定的な水の利用を可能にすること
- ・既往最大級の渇水と同規模の渇水に対しても、生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること

※10箇年第1位相当の渇水 (吉野川本川:H7~H8渇水、支川銅山川:H6~H7渇水)
※既往最大級の渇水 (吉野川本川:S39渇水、支川銅山川:H7~H8渇水)

◆ 大規模自然災害に対する目標

- ・生活・経済活動に必要な最低限の水を確保するとともに、水資源開発施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること

◆ 施設の老朽化に対する目標

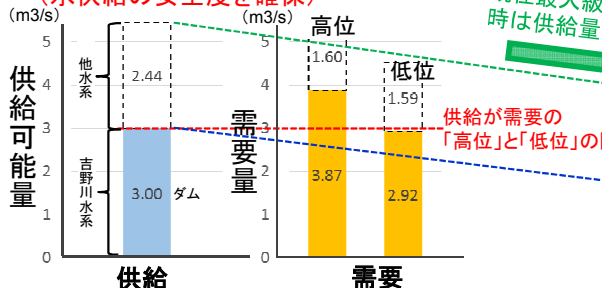
- ・水資源開発施設の機能を将来にわたって維持・確保すること

渇水リスクの評価・分析結果(水需給バランスの点検)

水道用水(香川県)の水需給バランスの点検結果の例

10箇年第1位相当の渇水

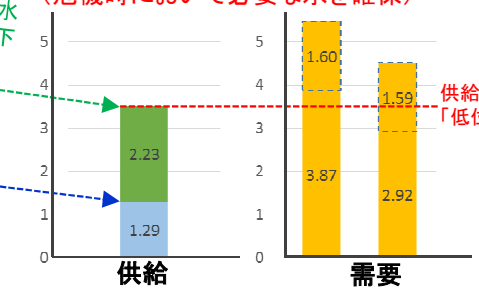
(水供給の安全度を確保)



供給可能量が、需要の見通しの「高位」を下回り、「低位」を上回る

危機的な渇水時(既往最大級渇水)

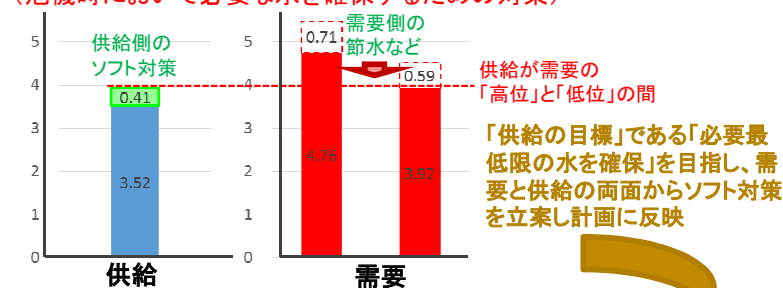
(危機時において必要な水を確保)



無対策では、安定的な水利用ができない状況

危機的な渇水時の対策

(危機時において必要な水を確保するための対策)



供給が需要の「高位」と「低位」の間

「供給の目標」である「必要最低限の水を確保」を目指し、需要と供給の両面からソフト対策を立案し計画に反映

ハード・ソフト対策の一体的な推進

水供給の全体システムとして機能を確認するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進

ハード対策

【水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業】

- ・既存施設の必要機能向上、更新等を機動的に実施できるよう、改築事業群を包括的に掲上

※H30.3.27一部変更で、先行して計画に反映済み

ソフト対策

【水供給の安全度を確保するための対策】

- (需要面からの対策)
 - ・節水機器の普及等の取組、節水意識の啓発
 - ・用途をまたがった水の転用 等
- (供給面からの対策)
 - ・地下水の保全と利用
 - ・雨水・再生水の活用促進

【危機時において必要な水を確保するための対策】

- (危機時に備えた事前の対策)
 - ・取水制限など平常時からの備えを柔軟に検討
 - ・応急給水体制の整備
 - ・「渇水対応タイムライン」の策定
 - ・災害時の相互支援協定、BCPの策定 等
- (危機時における柔軟な対応)
 - ・早い段階から情報発信と節水の呼びかけ 等

その他の重要事項

関連する他計画との関係、気候変動リスクへの対応、水循環政策との整合、地域の実情に応じた配慮事項、先端技術の活用による社会課題への対応、PDCAサイクルの徹底

新たな「吉野川水系における水資源開発基本計画」の構成

前文

危機的な渇水、南海トラフ地震等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況

これを踏まえ、起こり得る渇水リスクを幅広く想定して、水需給バランスを総合的に点検しつつ地域に即した対策を確実に推進

既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

(1)水の用途別の需要の見通し: おおむね10年後を目途とする用途別の需要の見通し

①水道用水の需要の見通し

現況と比較し、高位においては、「やや増加」、低位においては「やや減少」

②工業用水の需要の見通し

現況と比較し、高位においては、「増加」、低位においては「おおむね横ばい」

③農業用水の需要の見通し

農業用水の新たな必要量は見込まれない

(2)供給の目標: 水供給に影響の大きいリスク別に目標を設定

① 渇水に対する目標

- ・10箇年第1位相当の渇水: 安定的な水利用を可能にすること
- ・既往最大級の渇水: 生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること

② 大規模自然災害に対する目標

- ・生活・経済活動に必要な最低限の水を確保するとともに、水資源開発施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること

③ 施設の老朽化に対する目標

- ・水資源開発施設の機能を将来にわたって維持・確保すること

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

これまで整備した水資源開発施設(右表)の必要な機能向上、更新等の改築事業を行う

施設名称	事業主体
早明浦ダム	(独)水資源機構
池田ダム	(独)水資源機構
新宮ダム	(独)水資源機構
香川用水施設	(独)水資源機構
旧吉野川河口堰	(独)水資源機構
今切川河口堰	(独)水資源機構
高知分水施設	(独)水資源機構
富郷ダム	(独)水資源機構

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) 関連する他計画との関係

(2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進

1) 水供給の安全度を確保するための対策

10箇年第1位相当の渇水時を想定した供給可能量と需要の見通しを比較した結果を踏まえ、以下のソフト対策に取り組む

<水道用水>

香川県: 供給可能量が需要の見通しの高位を下回りかつ低位を上回る
徳島県、愛媛県及び高知県: 供給可能量が需要の見通しの高位を上回る

<工業用水>

香川県及び愛媛県: 供給可能量が需要の見通しの低位を下回る
徳島県及び高知県: 供給可能量が需要の見通しの高位を上回る

(需要面からの対策)

- ・節水機器の普及等、社会全体で節水の取組を引き続き推進 等

(供給面からの対策)

- ・雨水、再生水の活用の推進 等

2) 危機時において必要な水を確保するための対策

既往最大級の渇水時を想定した供給可能量と需要の見通しを比較した結果を踏まえ、また、これを上回るより厳しい渇水が発生する可能性があることを留意しつつ以下のソフト対策に取り組む

<水道用水>

徳島県及び香川県: 供給可能量が需要の見通しの低位を下回る
高知県: 供給可能量が需要の見通しの高位を下回りかつ低位を上回る
愛媛県: 供給可能量が需要の見通しの高位を上回る
なお、4県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの低位を下回る

<工業用水>

香川県及び愛媛県: 供給可能量が需要の見通しの低位を下回る
高知県: 供給可能量が需要の見通しの高位を下回りかつ低位を上回る
徳島県: 供給可能量が需要の見通しの高位を上回る
なお、4県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの高位を下回り、低位を上回る

(危機時に備えた事前の対策)

- ・取水制限、渇水時の補給、ダム容量の用途外への緊急的な活用など柔軟に検討
- ・渇水被害を軽減するための「渇水対応タイムライン」の作成 等

(危機時における柔軟な対応)

- ・渇水のおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけを推進 等

3) 水源地域対策、教育・普及等

(3) 気候変動リスクへの対応

(4) 水循環政策との整合

(5) 地域の実情に応じた配慮事項

(6) 先端技術の活用による社会課題への対応

(7) PDCAサイクルの徹底

- ・計画策定後おおむね5年を目途に点検、必要に応じ本計画の見直しを行う

平成31年3月26日
水管理・国土保全局
水資源部 水資源計画課

2020年「アジア・太平洋水サミット」に政府を挙げて協力

～第4回サミット（熊本で開催）に向けて閣議了解～

2020年10月19日から20日にかけて、アジア・太平洋地域の首脳級を含むハイレベルが集い、水に関する諸問題について議論する第4回アジア・太平洋水サミットが熊本市で開催されます。

本サミットの円滑な実施のため、関係行政機関が必要な協力を行うことについて、本日、閣議了解されました。

今後、サミット開催に向けて、ハイレベル会合での議論への参加等を想定して準備を進めてまいります。

アジア・太平洋水サミット^{※1}は、アジア・太平洋地域の各国政府首脳級や国際機関の代表などが参加し、アジア・太平洋地域の水に関する諸問題について、幅広い視点から議論を行うものです。

第4回となる今回は、2020年10月19、20日の両日、熊本市において、アジア・太平洋水フォーラム^{※2}と熊本市の共催により開催されます。

本日、下記の観点から、サミットの円滑な実施のため関係行政機関が必要な協力を行うことで、閣議了解^{※3}されました。

- 「持続可能な発展のための水～実践と継承～」というテーマのもと、各国首脳級を含むハイレベルによる議論の成果は、SDGsの達成に大きく寄与。
- 我が国の質の高いインフラ輸出を通じて世界の水問題の解決に貢献。
- 開催地の熊本市では、地下水の保全など健全な水循環の観点から優れた取組、2016年の熊本地震から復旧・復興の進捗を紹介でき、熊本市でサミットが開催されることは有意義。

※1 アジア・太平洋水サミット：第1回は2007年に大分県別府市で開催。以降、第2回は2013年（タイ・チェンマイ）、第3回は2017年（ミャンマー・ヤンゴン）に開催。詳細は日本水フォーラムのホームページ（<http://www.waterforum.jp>）を参照ください。

※2 アジア・太平洋水フォーラム：日本主導で設立したアジア・太平洋地域の水問題に取り組むネットワーク組織

※3 外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の共同による閣議請議。

[問い合わせ先]

水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課 山口、横井

電話：03-5253-8111（内線：31253、31254）直通：03-5253-8387

FAX：03-5253-1582

第4回アジア・太平洋水サミットの熊本開催(2020年10月19、20日)

- 平成31年1月11日、第4回アジア・太平洋水サミットを、2020年10月に熊本市において開催することが決定された。
- 3月26日には、本サミットの円滑な実施のため、関係行政機関が必要な協力を行うことが閣議了解された。

アジア・太平洋水サミットとは

【目的】

アジア・太平洋地域(49カ国)の首脳級を含むハイレベルを対象とし、水問題に対する認識を深め、具体的な資源動員や行動を促すことを目的として開催される国際会議

【主催者】

- アジア・太平洋水フォーラム[※](会長:森喜朗元総理大臣)
- 熊本市
- ※ 日本主導で設立したアジア・太平洋地域の水問題に取り組むネットワーク組織

【開催経緯】

過去3回開催し、開催国の首脳や各国首脳・閣僚が参加



福田総理大臣(当時) 皇太子殿下
第1回アジア・太平洋水サミット
(2007年大分県別府市開催)

出典:第1回アジア・太平洋水サミット大分県委員会記録報告書

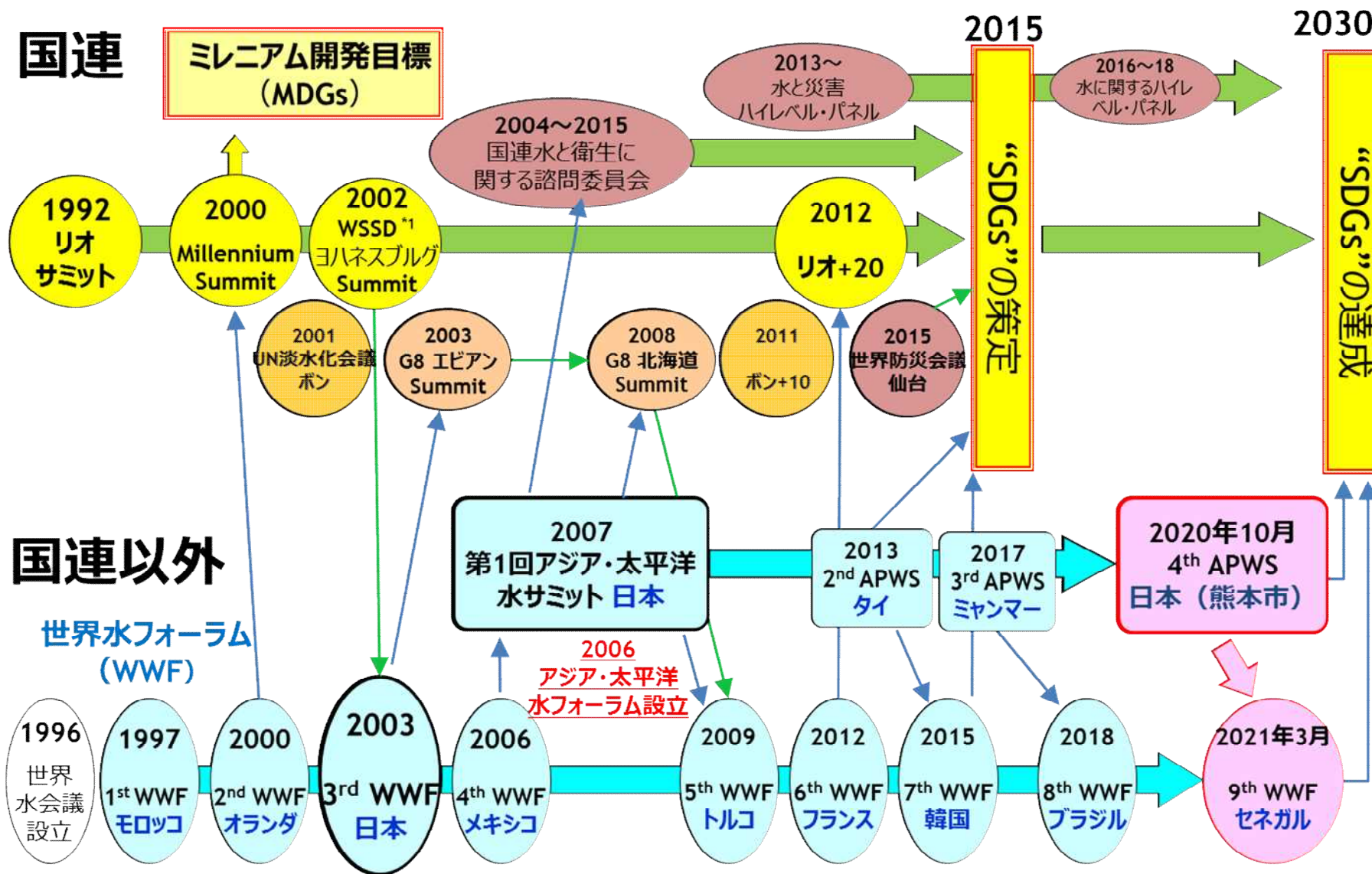
関係行政機関の協力に関する閣議了解

- 3月26日、外務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境大臣の共同による請議により、関係行政機関が必要な協力を行うことについて閣議了解された。
- 「持続可能な発展のための水～実践と継承～」というテーマのもとでの各国首脳級を含むハイレベルでの議論の成果により、SDGsの達成に貢献する。
- 我が国の質の高いインフラ輸出を通じて世界の水問題の解決に貢献する。
- 開催地の熊本市では、地下水の保全など健全な水循環の観点から優れた取組、2016年の熊本地震からの復旧・復興の進捗を紹介でき、熊本市でサミットが開催されることは有意義。

アジア・太平洋水サミットの開催経緯

	時期及び開催地	参加者	
		日本	全体(日本含む)
第1回	2007年 日本 (大分県別府市)	皇太子殿下 福田総理大臣 冬柴国交大臣 山本国交政務官 宇野外務政務官 並木環境政務官	オランダの皇太子殿下 首脳級10ヶ国 ・キルギス、タジキスタン、日本、ブータン、キリバス、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、ツバル 閣僚級32名 UNESCO事務局長 ADB総裁 56の国・地域より371名が参加
第2回	2013年 タイ (チェンマイ)	松下国交政務官	首脳級18ヶ国 (開催国タイからは、インラック・シナワット首相が出席) ・ジョージア、タジキスタン、イラン、韓国、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、バングラデシュ、ブータン、フィジー、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、ハンガリー 閣僚級16名 ADB総裁 30以上の国・地域より300名以上が参加
第3回	2017年 ミャンマー (ヤンゴン)	石井国交大臣	首脳級2ヶ国 (開催国ミャンマーからは、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が出席) ・ミャンマー、ナウル 閣僚級17名 37の国・地域より700名以上が参加

国際的水資源問題に関する議論の流れ



^{*1} WSSD : 持続可能な開発に関する世界首脳会議

2003 G8 エビアンサミット・・・持続可能な開発に向けて、「水」に関する行動計画を採択

2008 G8 洞爺湖サミット・・・5年ぶりに水問題が取り上げられ、アフリカ及びアジア太平洋地域での取組強化について確認

水資源分野における官民連携した海外インフラ展開

「**海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律**」の成立(平成30年6月)を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、**水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」**を設置(平成30年8月31日)。官民連携し、特に**川上段階からの案件形成を推進**。

- 国土交通省水資源部
 - ◆ 各国の水資源分野における基礎的情報等の調査
- 水資源機構
 - ◆ NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク)等を活用した加盟国のニーズ把握
- 建設業界団体
 - ◆ 各社が海外展開する中で把握した、各国のニーズ情報
- 国交省・水関係省
 - ◆ 各省で把握している各国のニーズ情報

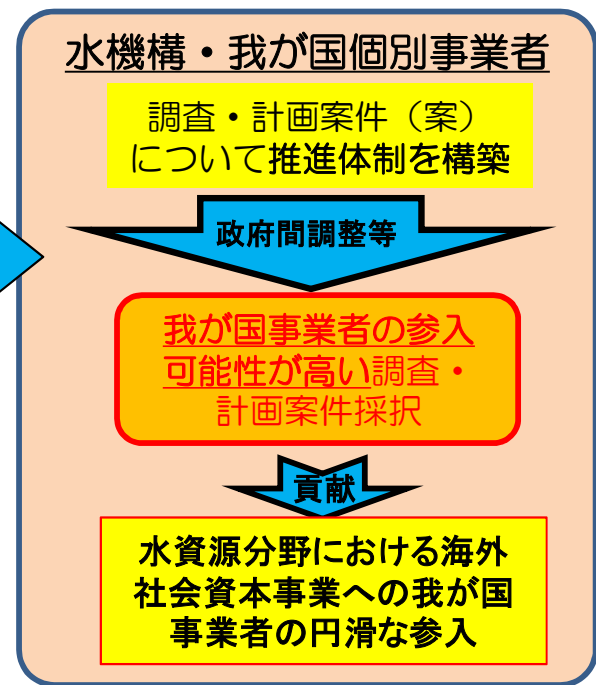
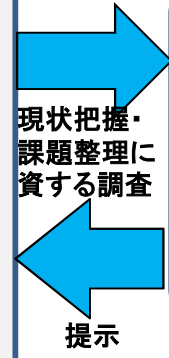


水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会

- 事務局：水資源機構
(国交省水資源部がサポート)
- 委員：
 - 建設業界団体
国際建設技術協会、海外建設協会、海外コンサルタント協会、海外農業開発コンサルタント協会、ダム・堰施設技術協会、海外電力調査会、日本ダム協会第三部会
 - 行政機関
国交省(座長)・厚労省・農水省・経産省・ICHARM・水機構
- オブザーバー：JICA

- 【取組内容】
- ✓ 海外展開に必要な現状把握
 - ✓ 参入促進に向けた課題整理
 - ✓ 協力体制の構築 等
- (個別具体の現状把握、課題整理等については、作業部会を随時開催)

案件形成の可能性を探るため、各国政府のニーズ・優先度、社会環境的配慮事項等の現地調査 等



個別案件推進



第1回協議会(平成30年8月31日)